

ひとりで悩まず、 ご相談ください

まもろうころ
まもろういのち

ひとりで悩んでいませんか？
あなたのすぐそばにある相談窓口

寄り添い支援総合サポートセンター



「暮らし」のこと、「しごと」のこと、
さまざまな相談ができる「総合相談窓口」です

住居確保給付金

離職等で収入が減少したとき、
再就職等で収入が回復するまでの一定期間の家賃をお支払いする
(上限があります)ほか、家計の改善のために転居が必要な場合、
その費用の支援をします。

くらしの資金

一時的に緊急に生活にお困りでくらしのための資金が必要な
世帯に対して、20万円を上限に生活の安定や向上をはかって
いただくための生活資金の貸付を行います。
※貸付には一定の審査があります

就労支援/就労準備支援

「働くことに不安がある」、
「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、
すぐに働くことが難しい方に、就労に向けた訓練などを行います。

家計改善支援

毎月の支払いのやりくりにお悩みの世帯に対して、
家計の「見える化」を支援員と一緒に、
立て直しのアドバイスを行い早期の生活再生を支援します。

生活の中の様々なお困りごと 日々の悩み・生活が苦しい・介護のこと・育児のこと・家族がひきこもっている…など
その他くらしの中のお困りごとについてご相談ください。



相談支援員(自立相談支援員、家計相談支援員、就労準備支援員、保健師、社会福祉士)が
一緒に考え、解決に向けたお手伝いをします！

まずはお電話、メール、FAX、LINEでご連絡下さい【相談時間:市役所開庁日の9:00~17:00】

相談専用フリーダイヤル  **0120-125-294**

【FAX:0772-62-5020】【E-Mail:yorisoishien@mint.ocn.ne.jp】



右のQRコードを読み取り、
「京丹後市寄り添い支援
総合サポートセンター」を
友だち追加してご相談ください



こころとからだの相談

あなたは、ひとりではありません。
つながり支えあう人が、かならずあなたの周りにいます。
安心してご相談ください。

京丹後市健康推進課

こころ・からだの相談

☎ **0772-69-0350** FAX 0772-69-1156

✉ kenkosuishin@city.kyotango.lg.jp | URL <http://www.city.kyotango.lg.jp>

【相談時間】月~金(祝日・年末年始除く) 8:30~17:15】

京都府丹後保健所

こころ・からだの相談

☎ **0772-62-4302** 【相談時間】月~金(祝日・年末年始除く) 9:00~17:00】

生きづらびっと (NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク)

SNSやチャットによる相談や、
必要に応じて電話や対面による
支援を行います。



LINE(友だち登録)
@yorisoi-chat



webチャット
<http://yorisoi-chat.jp/>

あなたに寄り添う窓口が
たくさんあります

相談窓口の一覧
(京丹後市HP)



生活保護の申請は、国民の権利です。



ケガをして働けない
持病が悪化して働けない



給料が少なくて生活できない



小さい子どもがいるので
働ける時間が短い



親の介護で働けない



家賃が払えなくて
住むところがない



物価が高く
自分たちの年金では暮らせない

生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものです
お困りの場合は、ためらわずご相談ください

生活保護制度

《生活保護についてのよくある疑問》

申請をするときに必要な書類がありますか？

申請後に調査を実施しますので、申請時に書類は必要ありません。

車は持てないと聞いたのですが…

通勤や求職活動、通院や保育所の送り迎え等に使用する場合には
保有の容認または処分の保留が認められることがあります。

親族に連絡(扶養照会)が必ず行くのですか？

親や兄弟等(扶養義務者)へ、
援助ができるかどうかの問い合わせ(扶養照会)をさせていただきますが、
扶養義務者からのDVや虐待がある、扶養義務者が70歳以上の高齢者等である、
扶養義務者と著しく関係が悪かったり音信不通になっている等、
扶養の期待ができない場合には扶養照会を行わないことがあります。

持ち家に住んでいると受けられないのですか？

居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。
まずはご相談ください。

何なりと
おたずね下さい



健康長寿福祉部 生活福祉課
☎0772-69-0310



この制度が利用できてよかった、相談してよかった！ 利用者の声

離婚をして母子家庭になり、収入が激減しました。ひとり親として家計を支え、子育てをしなければならない苦労は、大変でしたが、子供も無事、大学生となり、生活保護が廃止となりました。人生で一番大変な時期を支えてもらった制度でした。

Tさん



Nさん

妻が介護を必要とするようになり、介護サービスを利用することになりましたが、支払いが滞るようになりました。妻の介護のために、十分に働けないことから、どうしていいかわからなくなっている時に、生活保護制度の説明を受けました。思い切って申請したところ、今は、介護サービスも経済的に安心して利用することができ、心を落ち着けて仕事と介護ができるようになりました。

—誰ひとり置き去りにしないまちづくりを目指して—

本市で生活保護を受けている人(人口千人あたり10.2人)は、全国平均(16.1人)よりも低い状況です。※
今後も生活困窮の早期覚知と未然防止、また生活困窮になった場合引き続き寄り添った支援を行ってまいります。

※令和7年4月現在



生活困窮



寄り添い支援総合サポートセンター

生活再建に向けた寄り添い支援

生活保護制度



困窮状態からの脱却



また、寄り添い型支援による困窮状態からの早期の脱却により、保護を必要とする方がさらに少なくなり、一人でも多くの方がいきいきと生活を育んでいける、ウェルビーイングで豊かなまちづくりを進めてまいります。